

早期卒業制度実施要領

環境都市工学部都市システム工学科

1 制度の趣旨

理工学研究科の教育・研究の活性化および大学院教育と学部教育の連携を強化することを目的として、環境都市工学部都市システム工学科に在学するきわめて優秀な学生を、7学期間(3.5年)で早期に卒業させ、本学大学院理工学研究科環境都市工学専攻都市システム工学分野へと進学させる早期卒業制度を導入する(学則第26条の2)。さらに、本制度により入学した学生のうち、大学院において特に優秀な成績を修めた者について、博士課程前期課程を3学期間(1.5年)で修了できる早期修了制度を導入する(院学則第24条)。

本制度は、①学部7学期目の大学院科目の先取履修、②大学院博士課程前期課程への9月入学、③大学院博士課程前期課程の3学期修了制度を連動させ、5年(10学期)で学部卒業・大学院博士課程前期課程修了を概要とする。

2 早期卒業制度について

対象者：2007年度以降入学の環境都市工学部都市システム工学科の学生で、かつ関西大学大学院理工学研究科環境都市工学専攻都市システム工学分野への進学を強く希望する者

募集時期：3年次春学期中

(1) 早期卒業制度の適用については、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 環境都市工学部都市システム工学科に入学後、連続して5学期在学している者(編・転入学生については、都市システム工学科に編・転入学をした時点で、編・転入学をする以前も本学に在学していたものとみなす(ただし、早期卒業制度を設ける大学からの編・転入学生に限る))
- ② 関西大学大学院理工学研究科環境都市工学専攻都市システム工学分野への進学を強く希望する者
- ③ 3年次春学期(5学期)末時点において、卒業所要単位に含まれる科目の成績が高い者(注1)
- ④ 早期卒業希望者を対象に行う口頭試問において優秀な成績の者

(2) 早期卒業が認められる者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 4年次春学期末時点において、連続して7学期在学し、卒業所要単位を全て修得した者
- ② 4年次春学期(7学期)末時点において、卒業所要単位に含まれる科目の成績が高い者(注1)
- ③ 「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を修得した者
- ④ 関西大学大学院理工学研究科環境都市工学専攻都市システム工学分野の開講する大学院先取科目を4年次春学期に10単位履修している者(4年次春学期に10単位履修したうち、少なくとも6単位を修得しておかなければ、本学大学院理工学研究科に入学後、早期修了適用対象者となる条件を満たすことができない)

(3) 履修上の措置及びその他の事項

- ① 早期卒業制度の適用を認められた者に、学期途中で学籍異動があった場合は、早期卒業制度適用の許可を取り消す。
- ② 早期卒業制度の適用を認められた者から、特別研究担当者を通じて、環境都市工学部長に所定の期間に早期卒業制度適用辞退の申し出があった場合は、早期卒業制度適用許可を取り消す。なお、4年次春学期(7学期)末時点で卒業所要単位を全て修得している場合においても、4年次秋学期以降にその者が1科目以上の履修をしたうえで、通算8学期以上在学しなければ学部卒業を認めない。

3 大学院への進学について

学内進学試験について

- ① 早期卒業制度の適用者については、秋学期入学の学内進学試験の受験を認める。
- ② 秋学期入学学内進学試験で不受験等が発生した場合には、2-(3)-②に準じて、早期卒業制度適用許可を取り消す。なお、4年次春学期(7学期)末時点で卒業所要単位を全て修得している場合においても、4年次秋学期以降にその者が1科目以上の履修をしたうえで、通算8学期以上在学しなければ学部卒業を認めない。
- ③ 秋学期入学の学内進学試験に合格した者で、早期卒業が認められなかった場合、その合格を取り消す。

・注1：成績判定基準については、別に定める。

以上